

第二部

第一回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第六号

(二六四)

付託事件

- 地方分権の確立に関する陳情(第二十三号)
- 経済緊急対策中、料理飲食店の措置に関する陳情(第二十九号)
- 料理飲食店の措置に関する陳情(第三十五号)
- 料理飲食店の休業に伴う藝妓営業に対する措置に関する陳情(第三十七号)
- 地方自治連盟の即時解散に関する陳情(第三十九号)
- 地方分権の確立に関する陳情(第五十四号)
- 特別市制実現に関する陳情(第九十三号)
- 地方公共団体職員の給与に関する陳情(第九十二号)
- 地方公共団体職員の暫定加給國庫補助その他に関する陳情(第九十五号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第九十七号)
- 特別市制実現に関する陳情(第九十四号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第九十五号)
- 特別市制実現に関する陳情(第九十七号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第九十八号)
- 特別市制実現に関する陳情(第九十九号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百零二号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百零三号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百零四号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百零五号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百零六号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百零七号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百零八号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百零九号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百一十号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百一十一号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百一十二号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百一十三号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百一十四号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百一十五号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百一十六号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百一十七号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百一十八号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百一十九号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百二十号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百二十一号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百二十二号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百二十三号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百二十四号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百二十五号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百二十六号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百二十七号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百二十八号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百二十九号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百三十号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百三十一号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百三十二号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百三十三号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百三十四号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百三十五号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百三十六号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百三十七号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百三十八号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百三十九号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百四十号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百四十一号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百四十二号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百四十三号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百四十四号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百四十五号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百四十六号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百四十七号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百四十八号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百四十九号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百五十号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百五十一号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百五十二号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百五十三号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百五十四号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百五十五号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百五十六号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百五十七号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百五十八号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百五十九号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百六十号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百六十一号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百六十二号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百六十三号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百六十四号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百六十五号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百六十六号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百六十七号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百六十八号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百六十九号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百七十号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百七十一号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百七十二号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百七十三号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百七十四号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百七十五号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百七十六号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百七十七号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百七十八号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百七十九号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百八十号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百八十一号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百八十二号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百八十三号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百八十四号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百八十五号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百八十六号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百八十七号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百八十八号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百八十九号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百九十号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百九十一号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百九十二号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百九十三号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百九十四号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百九十五号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百九十六号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百九十七号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百九十八号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百九十九号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第二百号)

○特別市制実現に関する陳情(第九十九号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百零二号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百零三号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百零四号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百零五号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百零六号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百零七号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百零八号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百零九号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百一十号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百一十一号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百一十二号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百一十三号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百一十四号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百一十五号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百一十六号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百一十七号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百一十八号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百一十九号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百二十号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百二十一号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百二十二号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百二十三号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百二十四号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百二十五号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百二十六号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百二十七号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百二十八号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百二十九号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百三十号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百三十一号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百三十二号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百三十三号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百三十四号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百三十五号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百三十六号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百三十七号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百三十八号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百三十九号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百四十号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百四十一号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百四十二号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百四十三号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百四十四号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百四十五号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百四十六号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百四十七号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百四十八号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百四十九号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百五十号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百五十一号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百五十二号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百五十三号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百五十四号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百五十五号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百五十六号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百五十七号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百五十八号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百五十九号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百六十号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百六十一号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百六十二号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百六十三号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百六十四号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百六十五号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百六十六号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百六十七号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百六十八号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百六十九号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百七十号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百七十一号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百七十二号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百七十三号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百七十四号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百七十五号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百七十六号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百七十七号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百七十八号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百七十九号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百八十号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百八十一号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百八十二号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百八十三号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百八十四号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百八十五号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百八十六号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百八十七号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百八十八号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百八十九号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百九十号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百九十一号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百九十二号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百九十三号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百九十四号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百九十五号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百九十六号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百九十七号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第一百九十八号)

○特別市制実現に関する陳情(第一百九十九号)

○特別市制施行反対に関する陳情(第二百号)

○委員(吉川末次郎君) それではこれより開会いたします。道路交通取締法案の質疑はまだ残っておりますのでありますが、幸い警保局長が見えておりますのでありますから、この機会に全般の質問の続きをすることにいたします。

○小野 哲君 道路交通取締法案につきまして、資料の要求をいたしました所が、この法律案の中の命令案を参考とした諸点について、詳細の御提出がなされて、感謝いたしておるのであります。これらの資料を検討いたしました上での質問であります。この法律案中には非常に命令で以て定めるべき事項が多いのであります。而も道路交通取締に関する命令は、國民の實際上の行動に触れる場合がある。又これを取締ります場合におきましても、第一線の警察官が直接触れる問題は非常に多いのであります。従つてこの命令事項が國民によつてよく遵奉されるかどうか、或いは又警察官が適正なる取締をなし得るかどうかということ、は、非常に重要な役目を持つておるものと存じます。つきましては、この命令が、恐らく現状におきましては、主務官廳である内務省のお手許で立案されることは当然であらうと存じます。が、中にはその事柄の性質によりましては、府縣知事に事実上委任をして差支えないものもあるのではないかと。同時に交通取締の先程申しました事柄の性質から申しまして、できるだけ分りよく交通秩序の確保をいたして行きますためには命令案の内容なり、或いは命令制定の形というふうなものにつきましても、格段な配慮が必要ではないかと、かように思うのでございます。従いましてこの法律案自体が殆んど各條に互つて命令に委任されております点から考えまして、これをなんらかの形で一纏めにしてお出しなされるか、或いは具体的な事柄に應じて個々にお出しになりますか、この点の御準備を伺いたいと思つておる。

第二に伺いたいことは、法律案の具

体的内容についてであります。第二十六條の第三項に、警察署長が「危険の防除のために必要な措置を命ずることが出来る」ということになつておりますが、この点については、府縣知事にこの法律によつて権限を與えないで、直接警察署長に授權をしておると、こういうふうな解釈されるのであります。尤も交通安全を確保するための措置でありますので、適当だとは存じますが、併しながらこれが実行の上におきまして、執行いたします場合に、おきましては、國民の権利義務等に至大の影響を及ぼす恐れがあるのではないかと。従いまして第二十六條第三項によつて、警察署長が必要な措置を命じた場合において、國民が場合によりましては、これは占有者ということになつておられますが、占有者のみならず、所有者自体において、所有者の上に大きな損害を與えられるというふうな場合を予想することも可能であらう。こういうふうな思ふのであります。その場合において、所有者に対して損害を與えたような場合に、或いは賠償の問題であるとか、或いは損害賠償の請求の途を拓く方法を考へるとか、更にその公務員たる警察署長に故意又は過失があつた場合におきましては、國家賠償法案の趣旨に……或いは又國家賠償法案が成立いたしました際におきましては、この條項に應じて、國若しくは公共團體が損害賠償の責任を負ふことに相成りますので、第二十六條第三項の規定の運用は、左様な意味において私には重要な意味を持つておるのであります。

第二部 治安及び地方制度委員会會議録第六号 昭和二十二年九月二十五日

参議院

第二部 治安及び地方制度委員会會議第六号 昭和二十二年九月二十五日

〔參議院〕

いか。かように考えるのであります。政府はこの法律案を立案されました場合に、直接警察署長にこれらの権限をお與えになる途をお拓きになりますと共に、その結果生じた諸般の事故については、如何なる点を予め御配慮になつておるかとかどうかという点について伺いたいと思つてあります。

点におきまして、その都度適當な範圍において地方長官に権限を委任いたし、速度の制限なり、通行の時間の制限を適宜地方的に裁量の余地を興える方が便利であろう。かような意味合から各條毎に殆ど命令で細目を規定いたしておるのでありますが、それは一括いたしまして省令で実行いたしたい。かように考えておるのであります。

○政府委員(久山秀雄君)

第一点は、各條文におきまして、それ〴〵命令を以て細目の規定を致すというふうになつておるのであります。これは一本に纏めまして、省令で発布いたしたから如何かと考えておるのであります。その内容は実は詳細に現在考えております点を纏めましたものをお配りをいたしてあると思つてあります。が、それは大体交通取締上のいわば常識と申しますか、現在道路を交通いたしましたる場合の注意すべき、いわば技術的な、機械的な問題が多いのであります。まして、どういふ場所に停止しては交通上障害があるとか、右へ曲つたり、左に曲つたりする場合にどういふふうにするとか、現在実は殆ど行なつておられますので、交通上それが一番技術的に完全をはかる上には、而も從來長くそれを行なつて参りました。それで結構であろうというふうな、大体いわば決まりきつたと申しまするか、交通の完全のための、いわば技術的な細目というふうな考えられる点でありますので、大体その内容を予め御了解を頂いておきますれば、これは省令で通した方が便利であり、又そういう速度とか、そういうたような点につきましては、或いは道路の改善なり、自動車の発達なり、いろ〴〵の

それから二十六條の第三項におきまして、いろ〴〵道路の上に施設をせられたものが、交通に非常な危険がある。道路上におきます工事の施設が、上から墮瓦が落ちて来て、その下を通ることは危いという場合には、それに補強をさせるなり、その交通を便宜上一時止めるなり、非常に危険が迫りました場合に、その危険を防止するための措置をその占有者に命ずることができるといふわけでありまして、恐らくこれが著しく所有者の、或いは占有者の権利を侵害するといふことにはなる程度のものでなく、むしろさういふ施設を道路の上にする場合はおきましては、当然さういふ施設をしなければならぬまい。それでなければ重大なる危険が生ずる恐れがあるといふうな場合におきまして、その措置を命ずるのでありますから、御心配になりませんでしたように、これで非常に大きな権利の上での侵害が、その措置によつて行われるといふことは先ずなからうと思つてあります。併しその場合なり、或いは署長の認定によりまして、さういつたようなことが絶対に起らないといふことはこれは勿論言えなわけでありませんが、さういふような場合におきましては勿論この一般的な國家の賠償と申しますか、さういふ

公務員としてやりました行爲に対しまして國家としての補償なり、賠償問題は、一般的な規定によつて行つたといふふうなことで行けるのではないか。かように考えておるのであります。

○委員(吉川末次郎君) 宜しうございませう。それでは本日は尙その他に審議する事項を予定しておつたわけでありませんが、丁度十二時でもありますので、本日はこれを以て閉会することにいたします。どうも有難うございませう。

午後零時三分散會
出席者は左の通り。

委員長 吉川末次郎君
理事 中井 光次君

委員 羽生 三七君
濱田 寅藏君
村尾 重雄君
大隅 憲二君
黒川 武雄君
岡中喜久治君
鬼丸 義賢君
青山 正一君
岡本 愛蔵君
小野 哲君
阿竹齋次郎君
池田 恒雄君

政府委員
内務事務官(警保局長) 久山 秀雄君